



中村留精密工業株式会社

経営力向上

経営力向上計画認定で

100%

即時償却

または

最大10%

税額控除

＜中小企業経営強化税制の優遇措置＞

「経営力向上計画」が認定された中小企業者様が対象です。

平成29年(2017年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日までに取得した設備について上記税制優遇の適用を受けることができます。



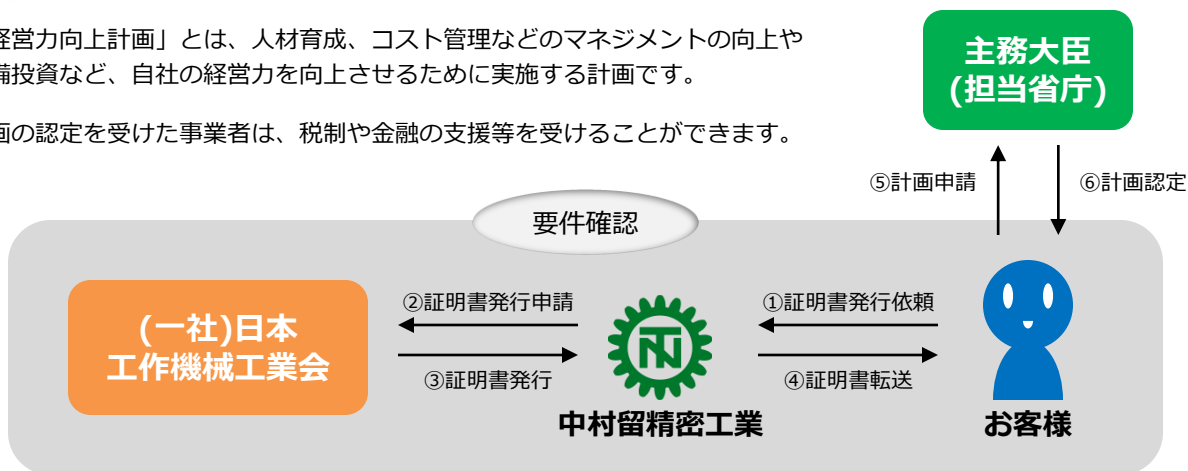
2019年3月31日まで!

中村留は全機種が対象!

まだ間に合います!

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理などのマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上させるために実施する計画です。

計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。



中小企業経営強化税制の優遇措置

※平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得した設備に限り

対象

経営力向上計画が認定された中小企業者様

税制措置

以下に示す税制優遇の適用を受けることができます。

- 初年度100%即時償却 または 10%税額控除
(資本金3,000万円以下の法人)
- 初年度100%即時償却 または 7%税額控除
(資本金3,000万円超～1億円以下の法人)

- ・申請にあたり(一社)日本工作機械工業会が発行する「経営力向上設備証明書」が必要となりますので、当社にて準備いたします。
- ・設備取得後に「経営力向上計画」を提出する場合は、取得日から60日以内に「経営力向上計画」が受理される必要があります。ご注意ください。

固定資産税の軽減措置

※平成28年7月1日から平成31年3月31日までに取得した設備に限り

対象

経営力向上計画が認定された中小企業者様

税制措置

固定資産税が3年間、2分の1に軽減

- ・申請にあたり(一社)日本工作機械工業会が発行する「経営力向上設備証明書」が必要となりますので、当社にて準備いたします。
- ・設備取得後に「経営力向上計画」を提出する場合は、取得日から60日以内に「経営力向上計画」が受理される必要があります。ご注意ください。

中小企業投資促進税制

※平成31年3月31日までに取得した設備に限り

対象

機械装置を導入した中小企業様
「経営力向上計画」認定がなくてもご利用いただける税制です。

税制措置

取得価額の30%特別償却 または 7%税額控除
・資本金3,000万円超～1億円以下の法人様はご選択いただけません。

- 経営力向上計画の認定は、設備の導入前が原則です。
- 対象機種の詳細につきましては、最寄の当社営業所にお問い合わせください。



複合加工のトップブランド

中村留精密工業株式会社

<http://www.nakamura-tome.co.jp/>

本社・北陸営業所
東京支社
大阪営業所
名古屋営業所
浜松営業所
北関東営業所

〒920-2195 石川県白山市熱野町口-15
〒134-0085 東京都江戸川区南葛西5-4-22
〒578-0957 大阪府東大阪市本庄中2丁目-2-22
〒465-0044 愛知県名古屋市長区小井堀603
〒435-0048 静岡県浜松市東区上西町52-1
〒373-0851 群馬県太田市飯田町1245-1(金十清水ビル2階)

TEL 076-273-1111(代) FAX 076-273-4312
TEL 03-5696-7060(代) FAX 03-5696-7064
TEL 06-6747-7255(代) FAX 06-6747-7257
TEL 052-709-7080(代) FAX 052-704-0161
TEL 053-465-5251(代) FAX 053-465-3688
TEL 0276-46-7161(代) FAX 0276-46-7165